

岡山フィルハーモニック管弦楽団運営事業負担金交付要綱

(趣旨)

第1条 音楽芸術の普及振興に寄与する目的で設立された岡山フィルハーモニック管弦楽団の運営に応分の負担をするため、財団法人岡山シンフォニーホールに対し、予算の範囲内において岡山フィルハーモニック管弦楽団運営事業負担金(以下「負担金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業)

第3条 負担金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、岡山市内で実施される事業に限る。

- (1) 芸術性の高い音楽の振興を図る事業
- (2) 芸術性の高い音楽の普及を図る事業

(補助事業者)

第4条 負担金の交付対象者は、財団法人岡山シンフォニーホールとする。

(補助対象経費)

第5条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、負担金の交付額の算定に当たって対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる者に限る。

- (1) 報償に係る経費
- (2) 旅費に係る経費
- (3) 需用費に係る経費
- (4) 役務費に係る経費
- (5) 使用料及び賃借料
- (6) 委託に係る経費
- (7) その他市長が必要と認めるもの

(補助金額)

第6条 負担金の額は、前条に定める補助対象経費から他の収入を控除した額のうち、市長が定めた額とする。

(状況報告の免除)

第7条 規則第13条に規定する状況報告の提出は要しない。

(補助金の完了前交付)

第8条 規則第19条第1項但し書きの規定により，補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付できる場合は，交付決定額が500万円以上の場合とする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか，この要綱の実施に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この要綱は，平成20年4月1日から施行する。